

令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年6月11日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年6月11日 午後12時19分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	10	有 働 徳 仁	出			
	会議録署名議員	1	許 斐 英 幸	2	田 中 二 三 輝	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	寺 本 理 恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	欠
	健 康 こ ど も 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議事日程		別 紙 の と お り				
付議事件		別 紙 の と お り				
会議経過		別 紙 の と お り				

令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午前10時開議

第3号

- 日程第1 議案第31号 専決処分の承認（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第2 議案第32号 専決処分の承認（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第3 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第35号 鞍手町こども子育て基金条例
- 日程第6 議案第36号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例
- 日程第7 議案第37号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第40号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第42号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第43号 財産の取得
- 日程第14 議案第44号 財産の処分

令和 7 年 6 月 1 1 日 6 月 定例会 議案質疑。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10 時 00 分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。日程に先立ち、本日、神谷都市整備課長が都合により欠席の報告が執行部よりありましたこととお知らせいたします。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。

日程第 1、議案第 31 号、専決処分の承認、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 31 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 31 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第 2、議案第 32 号、専決処分の承認、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 32 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3、議案第33号、専決処分の承認鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今回、専決ということで、変更点が幾つかあると思います。具体的にどこがどう変わるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長

お答えをいたします。今回の税条例の主な改正点といたしましては、令和8年度の個人住民税から適用となる新たな所得控除すべき金額について、特定親族特別控除の創設がございます。特定親族特別控除の対象となるのは、居住者と生計を一とする19歳以上23歳未満の大学生年代の親族で、所得金額が58万円からを超え128万円までの方が対象となります。これまで扶養親族等の所得要件を超えた場合については控除対象ではありませんでしたが、この改正により、特定扶養控除に該当しなかった場合でも、特定親族特別控除の所得要件を満たせば控除に計上することができるようになります。控除額の最高額といたしましては45万円です。収入では103万円から105万円に対象が拡大となります。150万円を超えて188万円以下であれば、段階的に控除を受けることができます。それと、軽自動車税の種別割の標準税率の区分の見直しに伴いまして、総排気量が125CC以下で最高出力が4キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税の種別割の税率が年額2,000円となります。これは現行の50CCバイクと同額となります。これは令和7年11月から、排ガスの規制が厳しくなりまして排気量の小さい50CCの原付バイクでは適合が困難になるということで、新たに125CCの排気量で最高出力を抑えた区分が設けられるということとなっております。主な改正点といたしましては以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

それが改正されて影響を受けるっていうか、町の税収等にどういうふうな影響があるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長

お答えいたします。まず個人住民税、8年度からにはなるんですけれども、令和6年度の課税状況の中でご説明させていただきますと、今まで特定扶養控除をとられている方が199名おられました。今回、新たに特定親族特別控除に該当する可能性のある方といたしましては35人ということで考えております。ただ、大学生世代のお子様につきましては、住民票を鞍手町におかれてない方がおられますので、正確な数字というのは、実際扶養にとってない方についても、これより増える可能性もあるのかなというふうに思っております。概算でいたしますと町税で影響いたします金額としては約60万程度の金額になろうかというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第33号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第4、議案第34号、専決処分の承認、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

毎年のように上限額が引上げられておりますけれども、今回の上限額の引上げによつての影響を受ける方がどのくらいおられるのかというのを教えてください。

○石田克税務保険課長

お答えをいたします。令和6年度の課税状況のほうで回答をさせていただきます。まず、令和6年度に、限度額を納付されておられる方が10名おられます。新たな基準で計算したときにですね、まず今まで軽減がなかった方が2割軽減に該当する方が12名、12世帯、あと2割軽減該当されておられた方が5割軽減該当される方が9世帯ということになります。以上でございます。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第34号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第5、議案第35号、鞍手町こども子育て基金条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

2番。本議案は、提案理由の説明では、こどもたちの健やかな成長を図り、子育てを地域において支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、鞍手町こども子育て基金を設置するというふうになっておりますが、一方、議案40号のほうを見てみると、令和6年度に子育て支援施策に役立ててほしいという思いで寄附金を頂いた。これを受け、こども子育て支援の充実を図るために、寄附金などを財源として基金に積立てますとって100万程度が追加という形になっておりますが、要するに一般会計に金額を繰り入れるのではなくて、このを頂いた寄附金の使い道というか、資金使途そういったものを明らかにするために、提案されている鞍手町こども子育て基金に入れて、運用するというか、使い道を明らかにしながら使っていくという意味だろうと思うけど、その理解でいいのかな。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

質問議員、そのとおりでございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そうしますとね、ふるさと納税との関係も考えなきゃいけなくなってくるんじゃないかなと思うけども、ふるさと納税にもこども子育て支援に関する項目というのがあるというふうに記憶しておりますが、そことの整合性もしくは運用においての違い、その辺をどのように明らかにしていくのか、今回のこの条例文の中だけでは読み取れませんので、どのように考えているのかその辺を教えて下さい。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

お答えいたします。ふるさと応援基金は、ふるさと納税制度によって寄せられた寄附金が原資であり、こども子育て基金は、町内町外を問わず、一般寄附によって寄せられた寄附金が原

資となっております。町単独の子育て支援事業については、どちらの基金も充当することができますが、今後、新たに取り組むことを想定している子育て支援事業にこども子育て基金を充当する予定としております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今の答弁からいくとね、このふるさと、今回の基金、設置を考えている基金は、あくまでも寄附金等を財源とすると。ふるさと納税で使う場合とは、もう全く切り離れた事業として、考えているのか、それとも先ほど言ったように、そこを明らかにしてほしいんですよね。どういうふうにこの基金と、ふるさと納税で寄せられたお金をどういうふうにして使うのか。両方使えますけどっていうとおっしゃってましたけど、今後、新たな事業を展開するときに使うということですか。そこをもう1回ちょっと明言してください。明確に言ってくれる。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この、新たに設置します、基金につきましてはですね、今年度、令和7年度にですね、鞍手町こども計画の中でですね、どのような事業について活用していくかを検討していこうというふうにしております、と同時にですね現在でいいますと、国県、先ほども担当課長が申しましたように、補助がない単独事業についてですね、これは例えばであります、新生児の聴覚検査補助事業というのが単独事業としてしております。そういったものに充てたりというようなことは考えております。いずれにしても原資としてはですねふるさと納税は町外の方を中心として、寄附を頂きその分については返礼品をお渡しするということになっておりますけども、この基金につきましてはですね、一般寄附ということで、返礼品のこともありませんし、歳入としては大きく、歳入といいますか収入としてはですね、大きくそこが違うところでもあります。いずれにしても町内外の方をですね対象として、鞍手町のこどもさんをですね、みんな育てようというようなことを大きな目的として設置する基金でございます。

○的野信之議長 ほかには質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

言い方申し訳ありませんけども、たまたま寄附があつて、ということなんですか、この100万円というのは、寄附された方がこどもの健やかな成長を図りと、子育て支援について使っていただきたいといったことなんでしょうか。わざわざ基金をつくって、特定目的基金としてつくって、今後この基金に何か積立てようとか、あるいは寄附金を新たにまた募集をするのか。そういうところがちょっと見えてこないんで、その辺はどういうふう考えてあるんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

きっかけとしてはですね、こどもを子育てのためにっていうようなはっきりとした目的を示されて、１００万円の寄附を頂きました。それをどう具体的なものにするかということで、普通、寄附を頂きますとですね、一般財源の中に入ってしまうということもあります。それで、こども子育てに一旦使えば使い切ってしまうということにもなりますし、その方の意思としては、やはりお話の中でですね、鞍手町の子どもを育てるためにということで、頂いた寄附でもありますので、その目的をはっきりさせたいということもあります。と同時にですね、鞍手町が今後とも、こども子育てに第６次の総合計画の中でもありますように、こども子育てをですね中心に、一つの大きな施策としてですね、進めていくということもあります。そういった意味でですね、町内の方にも、私たちの住んでる地域のこどもにですね、健やかに育ててもらうためにもですね、今後も寄附は募っていききたいというふうに考えています。

○的野信之議長 宇田川議員。

○４番（宇田川亮議員）

寄附された方はね、本当に奇々な方で、１００万円という高額なお金を寄附されたということですけども、こういうことがあったの多分初めてじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。わざわざ基金を出して、その方の思いに答えるためにね、基金を積んで、わざわざ基金を作って、こういう事業をしようという決めてなんかに使うと、それはもう目に見えて分かりますけれども、今までも基金がなくても子育て支援についていろんな施策をやってきたわけであって、寄附金だけで今後、どうしようかという話には多分ならないじゃないだろうか、もうこの１００万円をどう使うかぐらいの話になるんじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。そうすればね、わざわざ基金作るんだったら、やっぱり別に町として一般財源から基金に毎年幾らぐらい、繰り入れるだとか、そういうこともやっぱ考えていかないけんのじゃないでしょうか。今から子育てのために寄附募るといっても、集まるんでしょうか。ふるさと納税もあってもそういうのを考えたらね、私はもうわざわざ基金に積立てなくても、やっぱ子育て支援等に何か計画立ててね、１００万円をこれに充てましたと充当しましたと言えばそれで済む話じゃないだろうかというふうに、わざわざその基金条例をつくってまでやるっていう意味がちょっとよく分からないんですけど、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

やはりこの基金があるとないとですね、やはり住民の周知するのにもですね、私は随分違う

と思いますし、先ほど宇田川議員も言われましたけどもですね、もちろん、この寄附だけで賄えるかどうかというふうな今では想定は分かりません。しかしながら、これを先ほども言いましたように募集をしていくと、みんなでこどもを育てましょうということで募集をしていくということは、今後もしていきますし、財源がですね不足する場合は一般財源を繰り入れる、基金の中に繰入れた中で、もう一度、事業をするということも想定はしております。いずれにしてもですね、町のはっきりとした、こども子育てを重点を置いて進めていくということをですね、はっきりと住民の皆さん、そしてまた町内外の皆さんにですね、知っていただいて、これもまた移住定住にも結びついていくことにもつながるのではないかと。というようなことも考えた中での基金条例の設置であります。

○的野信之議長 宇田川議員。

#### ○4番（宇田川亮議員）

あのですね、移住定住と言われましたけども、今、子供の出生率が70万人を切って、もう68万幾らというふうに、昨年はね、言われましたけれども、子育て支援とかいうのは、どの自治体でもやってるわけですよ、わざわざ鞍手町がこども基金を創設して、一生懸命子育てのために頑張ります、その旗印のためにこの基金つくったって町長言われましたけれども、寄附、誰が寄附する町内の方ならまだ分かります、町外で、ちょっとそこはねもうよく分かりません、やっぱりね本当にね旗印としてやるなら、やっぱきちっといくらずつ、せめてね、一般会計から基金に積立てていきますと、こういうことやっていきますんで、まず計画もないわけで、何も、どういうふうにただ子育てのために使いますっていうそのための基金っていても、いくらためていいかも分からない、もうそこが、ちょっとよく分からないんですよここ。わざわざ基金を出して、寄附金が集まるのか、町の姿勢もただ基金条例をつくっただけの話ですこれ。ここをね、どういうふうに考えたらいいですか、私わざわざこれなぜつくらなくてもいいんじゃないだろうかというふうに思うわけです。

○的野信之議長 町長。

#### ○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように令和7年度にですね、鞍手町こども計画を策定することになっております。その中でですね、どのような事業について活用していくかということも検討していくことになります。そういったことでですね、じゃ、いくら財源が必要になるかというようなことも当然ながら検討していくわけで、ここで基金条例を上げたのがですね、これ昨年度の令和6年度に寄附を頂いたものでもありますので、当然ながら寄附を頂いた方にもですね、はっきりとそういうことをお示しするっていうことも一つの目的でありますし、もう何度も繰り

返しになりますけどですね、住民の皆さんにですね、みんなでやはり子育てしようよと。そういう風にですねはっきりと示す必要が大事ではないかというふうに思っています。いずれにしてもですね、この基金条例を設置することによって、私はそういった住民の方たちの意識の向上にもつながるというふうに考えております。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

この主旨についてお尋ねしたいんですけどね。子ども子育てということで、設置の6条ですかね、設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるといえば、例えば具体的にはどんなことを考えていらっしゃるんですかね。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

先ほど町長が説明いたしましたけれども具体的な内容については、今年度に策定予定しております鞍手町こども計画の中で検討してまいりたいと思っております。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

鞍手町は無償化していない保育料が近隣では一番高いとかいうことも聞いておりますのでね、例えばそういったことの無償化に充てるとか、それだけの財源が足りないから、ふるさと納税のそういう目的のふるさと納税分はこの基金に入れるとかそんなことはありうるわけでしょうか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

そういった具体的なことについてもですね、先ほど担当課長、そして私が申しましたようにこの計画の中で検討していくということです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第35号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第6、議案第36号鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。星議員。

○3番（星 正彦議員）

ここで言うですね、社会福祉法人っていうのは、どういう法人のことを指しているのか教えていただきたい、頂きたいと思います。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。本条例において、対象となる社会福祉法人につきましては、町内において社会福祉活動を行っている社会福祉法人に対して補助を行う場合になります、町内に所在する社会福祉法人につきましては、鞍手ゆたか福祉会、鞍手児童福祉会、鞍手町社会福祉協議会直轄会となっております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員）

説明されましたけども、その他、社会福祉法人ありますよね、例えば、特別養護老人ホームを運営している法人だとか、あるいはグループホームを運営している法人だとか、あろうと思うんですがそういう法人は対象にならないということですか。今、聞いたらそのことは言われませんでしたけどどうでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

町内で社会福祉活動を行っている社会福祉法人ですので、町内で社会福祉活動を行ってる社会福祉法人は町内に事務所所在しない社会福祉法人についてもこの条例の対象になります。以上です。対象になります。すいません。対象になります。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星 正彦議員）

答弁になっていないような気がするんですね。私が聞いてるのは先ほど説明されましたよね、5つぐらいの団体言われたというふうに思うんですが、例えば町内には福祉活動に関わってる社会福祉法人については、たくさんありますよね。ここに存在してる、例えば、具体的な名前はここで申し上げませんが、そういう法人は対象にならないんですか。今、課長言われたように、ここに所在地じゃないけども、よその町で、福祉活動やってる法人については対象にしますとかいうみたいな答弁だったと思うんですから、そういう理解でいいんですか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。すいません。町外に所在していても、町内で社会福祉活動をされている、町内で高齢

者福祉施設等を運営されてる法人についてに補助を行う場合についても対象となります。対象とする社会福祉法人としております。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今回この条例を制定する理由っていうのが、これまでも補助金、助成等やってきましたよね。特に、社会福祉協議会等については、これまではこれがこの条例がないのにどういうあれで、やってきたのか、どういう理由で、何を根拠にといいますか。それについてどういうふうを考えてあるのか教え教えてください。

○的野信之議長　福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長　お答えします。現在社会福祉法人に対して補助を行っている根拠につきましては、地方自治法232条の規定に基づき補助を行ってます。232条については普通公共団体については公益上必要があるという場合においては、寄附または補助することが規定されておりますので、その規定をについて補助を行ってます。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

まずこの条例案がこの時期、何でこの時期なのかっていうのが非常に疑問なんですけど、年度途中にこの条例案を提案してますよね、何でこの時期なのでしょう。補足、附則か附則を見ると条例は公布の日から施行するというふうになってます。これ、交付の日がいつなのかははっきりわかんないからあれなんですけど、どういう予定でこの条例案を施行しようとしているのか、もし年度途中でここで施行するとなると、これ7年の4月1日に遡及するんですか。そこもあわせて教えてください。

○的野信之議長　福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。お答えします。現在、補助金を決定してるものにつきましては、遡及して適用する考えはしておりません。現在、社会福祉法人に対して、社会福祉法の51条において地方公共団体は必要があるとあると認めたときは、地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出することができると規定されていましたが、現在、補助金を支出、助成を行うに当たって、補助金交付規則等が定められておりませんでしたので今回この条例を定めさせ定めていただきまして補助金等を運用していきたいと思っています以上です。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

私のほうから補足をさせていただきます。今回この条例を定めるに至った経緯につきましては、田中議員からの一般質問の際にですね、補助金の関係で鞍手町では社会福祉法の５８条の第１項によるですね、補助金を支出する根拠がありませんでした。先ほど宇田川議員から質問がありましたように、地方自治法ですね、２３２条の２を根拠として、これは寄附または補助というところですが、これを根拠として今までを出しておりました。しかしながら曖昧であったということもありますので、また一般質問の中でもですね、この社会福祉法の第５８条の１項に定める、要するに支出をする場合は地方公共団体が必要とし補助をする場合にはですね、条例を定めるということがありましたので、今回、条例を定めることになりました。先ほど今まで、今ここで定めた場合についての話ですが、この自治法の２３２条の２に基づいて交付決定をしているものにつきましてはですね、これを遡及して適用する考えはありません。なお、この条例が可決を頂き、そして交付をすることによってですね、その後に交付申請があった場合については、この条例に基づいてですね、補助をしていくということになります。

○的野信之議長　田中議員。

○２番（田中二三輝議員）

条例の運用上の話だから、今町長が言ったような説明でもいいかもしれないけども、何で附則に書かないんですか。施行後、この条例に従って新たな申請者に対してから適用するっておっしゃってるんでしょう、何でそれを附則に書かないんですか。余りにもこれ曖昧過ぎますよ。ほかの先進地がおそらく今、６０か所以上の自治体が同じような条例出してますよ、それを見ても、申請結果、申請の決定等についての情報もあるし、これ第４条なんていったら使用制限が上がってますよね、この使用制限をどうやって確認するんですか。確認できませんよね、報告書がないと、どうやって報告書見るんですか、条例に報告書のことも書いてない、よそはちゃんと書いてます。これだけでなってる自治体もありますけど、そこはしっかりとした規則、や要綱等が成立してますので、ここにある第５条なんてこんな書き方ないですよ。細則については、詳細については要綱で定めるとか、規則で定めるとか、きちんとうたわれてます。そういった先進地にならって、条例っていうのをきちんとつくるべきだと思いますよ。今この条例のままでいくと町長が別に定めるただそれだけです、これ、物すごく公平性にも欠けてるし、中途半端としか言いようがない。もう１回再考されたいかがですか。よその先例がいっぱいあるんだから。ましてや、この申請の手続の中にも、新規に事業を立ち上げようという法人に対する助成までうたっているところもあります。そういったものまで含めたところで、僕はもう一度この条例案、見直すべきだと思いますけどいかがですか。休憩して答えとまとめれば。

○的野信之議長 副町長。

○折尾敬敏副町長

今の御質問について答弁いたします。条例の中でより細かく詳細に条例の中で定めている自治体もあるということでもございましたけれども、想定してますのは交付申請の手続であるとか、実績報告書のことであるとかあるいは使途の確認であるとか、そういった手続につきましては、各補助事業ごとの交付要綱等の中で定めていくという想定をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

何でそういったことをここに明らかに条文の中に一行でも一言でも入れないんですか。これだったら町長が求めるものという形で、町長に自由な権利権限があるかのように受け止められますよ。今の岡崎町長じゃない、次の町長、またその次の町長が必ずしも正義感にあふれる人間だとは思えない。そういった人間が自由な裁量で行われるようなこの条例の方は納得できない。まだ時間があるんだから、もっときちんと精査されて条例案を出し直したらいいだけの話でしょうが。そういうふうな形で手続上、もう一度きちんと精査し、すべきだと思いますよ。どうせ今年度の当初予算で決まったことに対しての補助金が決定している先についての3月年度末で報告書を求めたり、この条例に従って、云々ということはしないんでしょう。これは令和、結局これから先の申請者もつとと言えば、令和8年度の新たな予算を組むときの補助金の額の決定と、そういったものにつながるんでしょう。それだったら今何もここでこのような中途半端な条例出す必要ないでしょ。もっと精査して出し直すべきだと強く求めます。

○的野信之議長 しばらく休憩します。

—— 休憩 10時37分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 11時11分 ——

○的野信之議長 再開します。町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの質問者に対しまして答弁をさせていただきます。今回提出しました条例につきましては、先ほども申しましたように、3月定例会の一般質問においてですね、田中議員のほうか

ら指摘がございました。そして、この条例もですね、早急に検討し提出するようにというよう
なご指摘もありましたので今回私ども答弁として、6月議会に提案するというような答弁をし
たように記憶しております。この5条につきましてはですね、この条例の施行に関し必要な
事項は町長が定めると。町長が勝手に定められるんじゃないかというようなご指摘もありまし
たが、これは助成を行う場合に関し必要な事項、例えば、規則であったり、要綱であったり定
めることを、個々の町長が別に定めるというような文言としてここはあります。これはどの条
例にしてもですね、こういうような書きぶりの中で、町長が別に定めると、当然ながら、最
終的には私の名前で定めるということになりますので、こういうことになっております。しか
しながら先ほどから、いろんなご指摘を受けております。そしてまた施行期日も書かれていな
いと。附則自体ももう少しですね、書くべきではないかというようなご指摘も頂きましたので、
この議案のですね、36号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例案につきましては、
今回取下げをさせていただき、再考した上でですね、改めて定例会で提案をさせていただきた
いというふうに思います。

○的野信之議長

議案第36号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例の議案について、議案の撤回
の申出が執行部から出ています。議案第36号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条
例を議題とします。この撤回に賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数です。よって定価撤
回の申入れを可決いたしました。

次に、日程第7、議案第37号、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題とな
っています議案第37号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しまし
た。次に、日程第8、議案第38号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題とな
っています議案第38号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第３８号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第９、議案第３９号、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第３９号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第３９号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に日程第１０、議案第４０号、令和７年度鞍手町一般会計補正予算第１号を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の１４ページをお開きください。２款総務費及び３款民生費について、１４ページから１９ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○２番（田中二三輝議員）

町政施行記念行事費についてです。提案理由の説明では、昭和１００年を迎えて、なおかつ本町も町政７０周年、さらには戦後８０年ということで、何かこう大きな流れの中で、行われる町政施行記念行事に当たるものと思いますけれども、この中で委託料２００万程度。出ております。昭和１００年戦後８０年にちなんだ映画上映やトークショーを実施するための費用というふうにくたわっておりますけれども、どのような内容なものを想定しているのか、今お答えできる範囲で結構ですので、どういったものをイメージされているのかでも構いませんので、そういった何かそこれに絡むこういったことをやるということでお答え頂けますか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

はい。お答えいたします。今回の町政施行記念行事の中で委託料を計上させていただいております。今回は議員がおっしゃいますように、映画上映とトークショーに係る委託料、また、その映画上映をする際の駐車場の警備に係る委託料として追加をさせていただいております。映画の内容につきましては、戦後８０年ということで、戦争にまつわる映画というふうな形で考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○２番（田中二三輝議員）

大正ノスタルジーとかいろいろありますけど昭和についてはね、激動の昭和というふうに言われておりますので、それにちなんだふさわしいものになるように期待をしておきますけども、何せその予算がね、一般財源だけという形になってるところがありますので、この辺はもう一度国や県、関係機関等に何らかのいわゆる補助というか、何らかの交付金等で処置していただけないかっていうことで、もう一度チャレンジしてみてもいいのかなと思いますがその辺はどのようにお考えでしょうか。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

はい。お答えいたします。今回政府のほうからは、昭和100年についての文書が発出された中で、私どもも、国の財源措置がないのかということを確認してまいりましたが、今回については財源措置がないということで、今回は単費で、上げさせていただいたような次第でございます。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

そうすると、国のほうからの要望、要請等があったけあって、交付助成等についてはもう既に、確認をして、確認しただけじゃなくて、何とかしてくれという努力もしたけど、単費でやらざるを得ないという結果に至ったという理解でいいですね。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

お答えいたします。確認はさせては頂いたんですけども、要望については、今回については行っておりません。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）

同じページの下の段ですね、基幹システム管理費です。自治体情報システムの標準化ということで、その一環であろうというふうに思いますけれども、ただ財源を見ても同じことですけどこれ一般財源なんですよね。ただこれは国が標準化を求めておって、全国の市長会だとか、町村会も含めてですけども、これは全て全額国の負担でやるべきだというような意見書もそういった要望もされてあります。これについては今、財源一般財源になっておりますけれども、これは後ほど、国のほうからというふうに考えてもよろしいのでしょうか。財源について。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

お答えいたします。今、宇田川議員がおっしゃいます分については、今回のシステム改修等については、国からの補助財源等は、ございませんので、一般財源で全部賄います。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）

もちろん全国の市長会、それから町村会、東京都内の区長会もですね、含めて、国に対し全額補助を求めているということですので、まだ求めている段階なので、町が一般財源で措置しないといけないような状況だとは思いますが、あわせて、やっぱりこれからの運用に対する経費の増加分だとかも含めて、しっかりとやっぱり国が進めてきた、こういった標準化システムなので、これはしっかりとやっていただくように、今後とも強く要望していただきたいというふうに思いますが町長、どうですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

町長。先ほど質問者が言われましたように、町村会でも要望を出しております。私も、個人的にはですね上京した際に、このシステム改修については、国の標準化に伴うものであるので、当然、国が全額やっぱり補助すべきじゃないかということをしてですね、ある有力な議員の事務所に行って、そのことはお話をしましたが、なかなかそういう話、すぐみましようっていう話にはなりません。私自身、個人的ではありますが、そういう努力はしております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）

よろしくお願いします。次に民生費の17ページ、定額減税のところについてお尋ねします。今回、昨年、前の首相の肝いりで定額減税始まったわけですが、いずれにしても、今、物価高、物価高騰いろいろありましてですね、税金の中から引き去ることができなかった分が今回この定額減税の分が出てきてるんだろーと思いますけども、対象者自体はどのくらいおられるのでしょうか。

○的野信之議長　福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。対象者につきましては、2,500人程度を見込んでいます。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）

この給付についてはどういうふうにされて、いくつものんでしょうか。今、見込みって言

われましたけども、例えば、定額減税をしきれなかった分について給付するわけでしょ、足りなかった分を、それこっちで分かっておかないといけないんじゃないですか。全部、申請という形になるんですか。それとも、今度確定申告が終わりましたんで、それからという形になるんでしょうか。どういうことなんでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

お答えします。予算編成上、給付費の5月上旬において算定した数字でございます。現在、システム改修を行い、昨年度、給付しました令和6年度、推計所得額と今年度6月1日以降に確定しました。所得税実績額を照らし合わせ対象者を今選定、確定しているところでございます。基本的には、口座情報を把握してる分の方については、プッシュ型で給付することにしており、把握できたできてない方につきましては申請を頂くことにしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

口座情報が分かる方についてはもうこちらから振り込みますと、分からない方については申請が必要なんですか、通知はしないんですか、この人、定額減税の対象者であっても、幾らぐらい、不足してますんで、振り込みたいんですが、通知して口座情報、申請じゃなくて口座情報だけ教えてもらったら、振り込みできるんじゃないでしょうか。どうこういうふうにするのか、とにかく漏れのないようにお願いしたいと思います。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

はい。お答えします。口座情報を把握されてない方については、振り込み額、算定額を通知し、口座情報を記入していただき、返送していただくことにしております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

先ほどの15ページなんですけど、記念行事についてのことなんですけど、映画上映と言われましたのでちょっとお尋ねしたいと思ってるんですが映画上映となりますとこれはもう内容がね、非常に意味を持ってくるので、どういう内容なのかその選定は、どなたがされたのか、されるのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

今回の戦後80年ということで、戦争映画を考えております。その内容につきましては、戦後

80年ということで、失われつつある戦争の肉声を記憶し続けるために、作成された映画となっております。この映画につきましては、ロサンゼルス日本映画祭公式招待作品というふうな形でも、招待作品として、海外のほうでも上映されているというふうな、貴重な映画になっておりますので、その映画の予定をしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

町がね、結局そういう映画を上映するということは、町の主張ということになると思いますんでね、くれぐれも慎重に選んで頂きたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

民生費の先ほどの定額減税のところに戻って言いますが、これの提案理由の説明の文面が物価高騰による負担増を踏まえて、令和6年度に所得税及び個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる方を対象とした調整給付を支給しましたが、本来給付すべき額との差額等を不足額給付金として給付するための関連費用と、非常に分かりづらい表現になっておりますけども、要するに、6年度中に所得税住民税を定額減税しようとしたけど、そのときの基本的な数字が6年度の所得税等から参考しにして、6年度中の確定した額等見合せたところを、減税がしきれなかった人に対して、もう既に給付をしたけども、さらに、動いた要するに、5年度は対象外の方が6年度に対象となったから、7年度にその新たな対象者に出すというような形になるのかなというふうに考えられるし、5年度は、ある一定額以上の所得があつて6年度に所得がなくなった人とかも出てくると思うんだけど、7年度に、その方に対して、足りない分を出すのか出さないのか、その辺もよく分からないんだけど、提案理由の説明でもう少し分かりやすく書いていただきたいというのが一つと、これ、5年度に収入が、ある一定額以下でない人が6年度に収入が増えた方を対象に、今回7年度に定額減税しようとしてるっていうふうな流れ。いいのか、逆なのかちょっとそこをどういう人が対象となり得るのか、何かこう一言で分かりやすい表現で説明ってできませんかね。非常にこれ、この提案理由の説明だけで言うと、給付したけどまた給付するみたいなイメージで、何のために先に給付したんだという形になりますんで、そこら辺をちょっともうちょっと分かりやすく具体的に言ってもらえませんか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

提案説明を作成した総務課のほうからつけ加えさせていただきたいと思えます。まず、令和5年分の収入において、令和6年度に定額減税、所得税3万円、住民税1万円の減税が行われ

ております。令和5年分の収入と令和6年分の収入の増減があった方、ですから4万円減税された方については、もうこの不足額給付は行われません。ただ、5年分と6年分で所得が差異が増減があった方に対して4万円分まで減税されてない方、例えば令和5年分の収入が全くない方で、令和6年度は定額減税の恩恵を受けられてない方でも令和6年分に収入があつて、今年度、令和7年度所得税をもう納められてる方、あるいは令和7年度の住民税がかかる方、そういった方々に対して、この不足額給付でいう所得税3万円、あるいは住民税1万円分の給付が行われるということでございますので、簡単に言えば、今まで定額減税の4万円の恩恵を受けられてない方で、今年度、あるいは令和6年分の所得税が課税になった方に対して、この不足額給付が行われるという認識でございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

何となく分かりました。そう書いていただいたら非常にありがたかったかなと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思いますが、議案質疑でお願いしていいのかどうかちょっとわからないんだけど、これ補正予算ですので、当然、総務文教委員会の付託になると思いますけど、ひとつだけここで確認しておきたいの、この調整給付っていうのはどういう意味合いなのか、それだけちょっと教えてもらいます。提案理由の説明の中にある。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

これは先ほどもお答えさせていただきましたけれども、結局、4万円までですね減税、皆さん、収入がある方はできます。でもそれができてない方の調整をするっていうような意味で調整給付という言葉が使われております。4万までは皆さん、定額減税が、できるという認識でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。篠原議員。

○13番（篠原 哲哉議員）

19ページのこども子育て基金積立金100万円について質問させていただきます。提案説明の中に、令和6年度にこども子育て支援策に役立ててほしいと思いから寄附金を頂きましたということです。先ほどの基金条例の中で、健康こども課長が、この基金は一般寄附金ですということを回答されました。私、調べたんですけど、補正予算には上がってないような感じなんですよ。12月議会の第4号補正で9万9,000円、3月の6号補正で110万円。これは企業版ふるさと基金、ふるさと寄附金になっております。ただこの一般寄附金であればですね、補正をされてないのか、もうそのままその調定を上げてそのまま収入としてあるのか。そ

こちら辺をお答えください。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

お答えいたします。一般寄附金で頂いた寄附につきましては、調定のみを挙げさせていただいて歳入をしております。以上です。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原　哲哉議員）

それでよろしいんですかね。100万円と金額上がってるのに補正予算を組まないというのはおかしいと思います。ちょっと指摘しておきます。それと提案説明の中にですね、こども子育て支援の充実を図るため、寄附金などの財源となっております。先ほどの説明では、寄附金を主にさせていただきたいということで回答がありました。このなどというのはどういうことでしょうか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

基金に充当している。寄附を頂いてですね充当するわけですけども、事業に対してですね、寄附金の財源が不足する場合にはですね、一般財源を基金の中に繰入れて、それによってですね、事業を進めていくということで、などというふうに考えております。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原　哲哉議員）

ただ100万円は毎年積み立てるということで理解してよろしいんですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長

これにつきましてはですね、今後こども計画の中でどのような事業を、この基金からですね、繰り出していくかっていうことを含めて検討していくことになりますので、今現在、金額をですね、いくら積立てていくということについてはまだ検討中であります。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。次に進みます。6款農林水産業費から10款教育費について、18ページから23ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤　典子議員）

18ページ19ページのですね、農業振興費のところなんですけど、補正はないんですけども内訳がですね、変わっているという感じですね水田農業担い手機械導入支援事業費が減額に

なって同じ金額が水田農業D X推進事業費になってます。内容は具体的にはどんなふうに変わったということなんでしょうかねお尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

お答えいたします。予算の組替えの理由といたしましては、まず、2点ございまして、まず1点目がですね、水田農業担い手機械導入支援事業におきまして県が、県内全てのですね、要望に対して予算的に対応が困難であること。そして2点目がですね、国の令和6年度の補正予算の成立に伴いまして、県が令和7年2月の定例会におきまして、水田農業D X推進事業の議案をですね、上程することとなったことからですね、本町が要望しておりました、水田農業担い手機械導入支援事業の7件のうちですね、公正の農業機械に該当いたします4件について、福岡県のほうから水田農業D X推進事業への、予算の振替の依頼がございました。そしてその後、正式にですね、令和7年2月25日付けで、要望調査がD Xのですね、要望調査が実施されまして、事前に振替の依頼があっておりましたその4件について、要望を行ったところでございます。そして県の補正予算成立後の令和7年4月19日付けで、令和6年度繰越し、水田農業D X推進事業の4件に対する内報が発出されたことから、今回、予算の組替えを行うものでございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

実際に行われる事業が具体的にどんなふうに変わったのかをちょっとお尋ねしたいと思ったんですけど。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

水田農業担い手機械導入支援事業、これにつきましては、効率的、安定的なですね、農業経営体の育成、土地利用型農業の確立を目的といたしまして水田で利用する農業機械の導入に対して支援をするものでございます。一方、水田農業D X推進事業におきましては、これも土地利用型のですね、農業の機械導入支援事業でございますが、土地利用型の農業機械であることに加えまして、ロボット技術やI C Tなどの新たな技術を活用した最先端の農業機械であることが採択要件となっておりますが、今回、先ほど申し上げましたとおり、水田農業担い手機械導入支援事業7件のうち、4件につきましては、公正の機械、農業機械に該当するということで県のほうから振替の依頼があっておりましたので今回、要望を上げ採択、内報が発出されたことによりまして、予算の組替えを行っているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。１０ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。１０ページから１３ページについて質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４０号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第４０号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１１、議案第４１号、令和７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４１号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１２、議案第４２号、令和７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４２号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第４２号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１３、議案第４３号、財産の取得を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４３号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14、議案第44号、財産の処分を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

インター周辺開発に絡む、町の所有財産というかな、町名義の土地の売却についてだという理解をしておりますけども、これまで長きにわたって町有地の最終的な売却、云々ということについては、エンドユーザーが確定した時点で、売却を行うというふうな説明をずっと受けてきました。今回この、契約の相手方というのが、これは、開発業者なのか、それとも、そこで事業を行う、いわゆるエンドユーザーなのか、そこがちょっとはつきり見えないんで、その点について教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

お答えをいたします。この開発が始まった当初は、企業誘致に関しまして、工業系の企業なのか、商業系の企業なのかも定まっておらず、なかなか前に進まない状況があったことから、町有地の処分につきましては、当該開発用地への進出企業等が確定をした段階では、議会のほうにお諮りをするという説明をさせていただいておりました。しかしながら、令和2年5月に地区計画を施行しましたので、いわゆる迷惑施設と呼ばれるものの建設がされるおそれがないことや、本年4月28日付で、開発許可申請、農地転用申請、林地開発申請に対する許可に当たり、国から厳重注意がなされていること、また農地転用の許可に絡み、今後、少なくともデータセンターが建設され、稼働するまでの間は、鞍手開発合同会社として事業を実施していく必要があることなどから、これまで懸案としていたものが解消されていると判断し、事業を前に進めていくために、町有地の処分を行うものであります。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

これまでね、一連の説明の中で、エンドユーザーが決まったらっていう形だったので、エンドユーザーの進出が確定して、もしくはそのエンドユーザーのもとで、事業の推進が明らかに行われるということが、確定した段階で名義を変えますという説明を何度も受けてるのね。政治の連続性からいくと。それにのっとった形じゃないわけでしょ。今の説明でいくと、この業

者は、いわゆる一般開発業者であって、開発申請を出した先っていうだけの話ですよ。そこが、これいつのタイミングで名義変えるかわかんないけど、契約書によると入金が終わったときというふうになってますので、本当に今の計画のと通りの建屋こういったものが建つかどうかっていうのもまだ定かでない。あくまでも紙上のものだけの話で今出来上がってるというふうにしか受け止めることができない。こういった状況で、エンドユーザーはこれだと、この業者だと、いろんなものが環境が状況が変わったので、売却を進めると言ったような説明を受けたとしても、これ納得できるような話じゃないと思うんでね、もう少し、そういった環境が変わってくるのであれば、このエンドユーザーという売渡先っていう考え方を変えていく、その段階、段階で、やはり議会に対してきちんと説明をしてもらわないと、当初受けてたエンドユーザーに売却をするといったことが、我々はいつまでもそれを受け止めてるんで、それが変わるのであれば、その都度、何らかの説明を頂きたかったし、今の段階で、これ、売却先がここですと言ったって、さっきも述べたとおり開発計画のとおり物ができるかどうか、ものができるかどうかっていうのは不透明な状態で、名義を変えるということについては、ちょっと納得できないね、過去からの説明との兼ね合いがあって、それは売れる、塩漬け状態のものが売れるっていうんだったらそれは本来喜ばなきゃいけないのかもしれないけども、今までの行政の説明の流れからいくと、とても素直に喜べる気持ちにもならないし、賛同する気持ちにもならない。そのことを伝えております。何かあります。そこら辺の過去の言い分から変わって、何で我々に言わなかったのか説明していただけなかったのか、そういったことについて、どういうふうにお考えなんでしょうか。町長そんな話を知ってますよね。エンドユーザーにずっと売ってるっていう話は、町長はこっち側の世界にまだいた時代だったと思うんで、そこら辺どういうふうに判断しているのか、町長。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

ここのインター周辺の土地開発についてはですね、田中議員がご承知のとおり、非常に二転三転したりしております。開発行為についてもですね、変更が行われていたりだとか、また林地開発にしても、農地転用にしてもなかなかスムーズに進んでおりません。特にですね、この開発については、所有者が変わったりだとかいうことがありました。実際にですね、田中議員が懸念をされてることもあると思います、しかしながら先ほど一番問題なのはここに、迷惑施設が建つようなことがないようにということで、町有地の売却についてはですね、そういった法律的に三法が整うようにと、そしてまた、エンドユーザーがはっきりとするようにというようなことは過去、話しておったというふうに思います。今回、この三法の法律についてもです

ね、先ほど言いましたように、開発行為が変わりました。この変わることも自体もですね、大変なことで、先ほども担当課長が言いましたように、非常に国からもですね、厳しいご指摘を受けております。その中でデータセンターをつくるということで、今回このE Sホールディングスが代表社員であります鞍手合同開発会社が最後まで、建物をきちんと計画どおり建てないことがないようにということになっておりますし、もしもそこでまた何かが変わるということになればですね、農地転用の観点から、全て農地にもう一度ですね、原状回復しなさいというようなご指摘も受けております。そういった意味でですね、鞍手開発合同会社についてはですね、非常に国からの制限を受けた中で、今回、もう三法が法律が通ったからということで、こちらのほうに売渡しの申出がっております。そういったことから含めてですね、これがほかのものに変わるとまた違うですね、開発行為が行われるということはもうほぼ不可能だというふうに判断をしております。そういったことからですね、法律上も三法はきちんとそろったということでありますので、今回この売却についてはですね、鞍手町が進めることによって、この開発が進むであろうということで、今回議案として提案をしているところです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今の説明の中にもあったようにね、本当に明らかに建物が建つかどうかっちゃうのはまだ不透明ですね、計画の段階だから、であればこの名義を変えるのを停止条件付で、そういったものが立ったときに変えるとかいうふうにしないと、今時点で名義を変えたら、一団の一つの名義になれば、これ転がしやすくなっちゃうよ。そういった懸念もあるよ。したがって、私は、建屋がきちんと建ってそれが確認できるとき、もしくは建ち上がったら、名義を変えればいいだけの話でしょう。そこまでの間、名義は変えますという停止条件付で名義変更の手続を登記しとけばいいじゃん。そういう手法をなぜとらなかったんですか。もう一度。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

お答えをいたします。まず、今回につきましては、契約書、仮契約を結んでおります。その中で指定記述という条項を設けておりまして、5年が経過する日までに、少なくともデータセンター1棟に係る工事を完了しなければならないという文言を付しております。あとは契約の解除の条項でこの相手方がこの契約に定める義務を履行しないとき、ていうのは、一方的に町が解除できる条項を持っております。ですので今言われるように確実に建設が担保されると、もしそれが担保されなければ、契約を解除を一方的に行える契約を仮契約を結んでおりますので、そこについてはクリアできるという形で考えております。以上です。

○2番（田中二三輝議員）議長もう1回。いいですか。4回目やけど。

○的野信之議長 重要な。

○2番（田中二三輝議員） 重要です

○的野信之議長 はい。

○2番（田中二三輝議員）

今ね、そういったことを説明されるのであれば、何で出していただけないの。そしたら今の私が言うようなことっていう懸念が消えるわけでしょう。何で出さないんですか。出せないんですか。そういったものが事前にあれば、今のような議案質疑しなくていいんだよ。違う形のものがするかもしれないけど、そういったものの資料の提出の仕方っていうのが何で出さないんですか。何でその言葉だけで説明するの。本当にそれが入ってるかどうかっちゃうのはどうやって確認する我々は、説明した以上その資料の提出を求めます。今。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

それでは、少しお時間を頂きまして、今、田中議員が求められております。これは契約書になりますが、仮契約書になりますが、提出をしたいと思います。

○2番（田中二三輝議員）

必要な部分だけでもいいからです。主要部分だけでも。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 11時59分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 12時10分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの質問者の要望ですけども、契約ということで相手方があるものでもあります。当然ながらこれは相手方の了承があって初めて提出できるかなというふうにも考えております。提案者が言われる、担保できるものということで、限られた部分について、相手の了承が得られればですね、また提出したいと思いますし、また得られるように努力をし、なるべく委員会に

ですね、提出できるように努力していきたいというふうに思います。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

非常に初歩的なというかですね、質問なんですけど、データセンターってのは大変電力を食う施設であるということはね前から知っておりましたんですけど、最近耳にしたところによりますとね、排気の温度が40度ぐらいの排気があるということを聞きましたが、こういうことがデータセンターならば24時間365日、暖房に40度入れる必要ありませんが、死んでしまうと思うんですけどそういった熱気が常にこう出されるというようなことが事実であるならですね、そういったことについての環境への影響とかですね、農業にも影響してくんじゃないかという感じがしますが、検討はされてるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長　それは財産の処分に関する質問ですか。

○12番（西藤 典子議員）

いや、そういうところをね、検討したうえで、財産の処分についても、決めていただくべきではないかと思って質問しております。

○的野信之議長　ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 12時13分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 12時16分 ——

○的野信之議長　会議を再開します。産業振興課長。

○柴田 隆臣産業振興課長

お答えをいたします。建物に関する件につきましては、今回、農地転用の法律の関係上、産業振興課が担当ということになりますので、私のほうからこの建物についての答弁をさせていただきますと思いますが、今現在ですね、資料にございますとおり、資料の2、3にありますとおり、現在、建物に関する基本計画と基本設計が進められておりまして、報告によりまして今基本設計までが終わっているという報告を受けております。今後でございますが、実施設計、こちらのほうに着手するというので、同時進行でですね、建築確認等の所要の手続が進められるということでございます。先ほどご質問にありました、資機材こういった室外機であったりとか、冷却水の循環器であったりとか、そういった機械が屋上に配置されるというふうに考

えておりますけれども、今後ですねそういった建築基準法ですね、手続であったりとか、環境の配慮、こういったものをですねやはり事業者は十分に配慮したものでないとなかなか許可がおりないというふうに思っておりますので、今この時点ではですねはっきりご回答はできませんけれども、今後そのように実施主体の責任において、環境に配慮した設備の整えていくというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 12時19分 ——

~~~~~○~~~~~